

特別支援教育推進のための課題の検討

—都道府県の財政力指数や教育費、特別支援学校在学者一人当たりの学校教育費との関連に着目して—

柴垣 登

(立命館大学大学院先端総合学術研究科)

KEY WORDS : 特別支援教育 財政力 都道府県

1. 課題

2012 年の中教審初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」では、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、（中略）その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様な柔軟な仕組みを整備することが重要である」とされている。

教育機会の均等とは「個人が人種、性別、社会・経済的身分階層などの属性によって差別されないことによって、さらに偶然性によって支配されることを最小にすることによって、教育を受ける機会が、国民として平等に保障されることを意味する」とされる（小林 2014）。後述するように、現在、学校や地域の状況によって障害のある子どもが受けられる教育の内容等に格差が生じていると考えられる状況がある。生まれる場所や生活する場所という偶然性によって格差が生じ、的確な教育を受けることができないとすれば、そのような格差の状況と原因を明らかにし、改善していくための施策を実施していくことが必要である。

2. 特別支援教育支援員の配置状況と財政力の関連

特別支援教育支援員は、配置のための財源が地方交付税交付金に含まれており、用途に制限がない一般財源に含まれている。そのためどのように使用するかは都道府県や市町村の裁量にまかされており、都道府県間や市町村間での差が生じやすいと考えられる。

山本（2008）は、特別支援教育支援員等に対するニーズ発生率との関係で、支援員の配置率と地方財政力との関係について検討している。柴垣（2017）は、特別支援教育支援員の小中学校 1 校当たりの配置人数と財政力の関係から都道府県間の格差について検討している。両者ともに特別支援教育支援員の配置において都道府県間格差が生じていること、格差の要因として財政力が影響していること、財政力と関係なく配置を積極的に進めている県があることを指摘している。

3. 方法

都道府県における特別支援教育支援員の配置状況が、財政力に影響されつつも、それに関係なく配置を積極的に進めている県もあることについて、そのような状況が生じている理由を明らかにすることが、格差を解消していくための施策の内容を検討する上で有効であると考えられる。

柴垣（2017）は、2012 年の財政力指数が最も低い島根県と最も高い愛知県が小中学校 1 校当たりの特別支援教育支援員の配置人数が同程度であることを明らかにしている。

本稿では、2012 年度の愛知、島根両県の歳出総額に占める教育費の割合や特別支援学校在学者一人当たりの学校教育費などのデータによって両県の状況を比較し、その違いを明らかにする。なお、データは文部科学省の地方教育費調査や総務省の地方財政状況調査関係資料のデータを使用した。

4. 結果

まず、都道府県における財政力指数と歳出総額に占める教育費の割合の間にどれくらい関係があるのかを見るために相関係数を求めたところ、 $r = .48$, $n = 47$, $p < .01$ であり、やや相

関があるという結果であった。また、歳出総額に占める教育費の割合と特別支援学校在学者一人当たりの学校教育費との間にどれくらい関係があるのかを見るために相関係数を求めたところ、 $r = -.33$, $n = 47$, $p < .05$ であり、あまり相関はないという結果であった。

表 1 は、2012 年度の愛知県と島根県の財政力指数、歳出総額に占める教育費の割合、特別支援学校在学者一人当たりの学校教育費を比較したものである。

表 1 愛知県と島根県の比較

	財政力指数		歳出総額に占める教育費の割合		特別支援学校在学者一人当たりの学校教育費	
	指数	全国順位	割合	全国順位	学校教育費	全国順位
愛知県	0.9257	1	26.3%	8	5,498,646	46
島根県	0.2214	47	18.2%	41	9,740,423	5

愛知県は、財政力指数では全都道府県中の 1 位、歳出総額に占める教育費の割合では全都道府県中の 8 位と全国でもかなり高い位置にあるが、特別支援学校在学者一人当たりの学校教育費では全都道府県中の 46 位となっている。島根県は、財政力指数では全都道府県中の 47 位、歳出総額に占める教育費の割合では全都道府県中の 41 位と全国でもかなり低い位置にあるが、特別支援学校在学者一人当たりの学校教育費では全都道府県中の 5 位となっている。

5. 考察

以上のように、愛知県と島根県の状況を比較した場合、財政力指数や歳出総額に占める割合と特別支援学校在学者一人当たりの学校教育費では、全都道府県中に占める位置が逆転するという結果となっていた。

今回の結果はあくまでも都道府県の財政力指数や歳出総額に占める教育費の割合と特別支援学校在学者一人当たりの学校教育費に焦点を当てて愛知県と島根県の状況を比較したものであり、両県の特別支援教育の推進施策の全てを検討したものではない。ただ、特別支援教育支援員の配置状況とも合わせて考えた場合、財政力以外の要因が両県の特別支援教育の推進施策に影響を与えていることが推測される。

そのような要因を明らかにするためには、両県における小中学校等も含めた教育費の内訳の詳細な分析とともに、青木（2012）が指摘するように、首長による教育政策への影響等他の要因についても検討が必要である。

(文献)

青木栄一（2012）「首長による教育政策への影響力行使の態様変化」, 日本教育行政学会研究推進委員会編『地方政治と教育行財政改革』, 福村出版

小林雅之（2014）「教育機会の均等」, 耳塚寛明編『教育格差の社会学』, 有斐閣

柴垣登（2017）「特別支援教育における都道府県間格差についての予備的考察」, 『立命館人間科学研究』第 36 号（印刷中）

山本裕詞（2008）「地方分権下の『教育の機会均等』に関する国家の責任」, 『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第 57 集・第 1 号, Pp429-443